

工事費内訳書取扱い指針

事 例	取 扱 い	
提出しない。	×	失格とする（入札心得第10条第10号）
入札会場で作成していた。	×	工事費内訳書を入札会場で作成することは認めていないので未提出として取り扱い失格とする（入札心得第6条の2第2項、第10条第10号）
年間委任を受けた支店長・営業所長名等で作成されている。	○	「代表者」には年間委任を受けている支店長・営業所長等を含むので有効。
押印が欠けている。	○	押印事務の見直し（令和4年4月1日施行）のため様式から押印欄を削除したので、押印無しで有効。ただし、押印している場合も今までどおり有効とする。
代理人の氏名・押印で作成されている。	×	作成権限を代理人に委任することはできないので未提出として取り扱い失格とする（入札心得第6条の2第2項、第10条第10号）
様式3号以外の様式で作成されている。	○	様式3号に記載すべき事項の記載があれば別様式でも可（入札心得第6条の2第3項）。
押印による日付、入札者氏名・住所、工事名・工事番号等の訂正。	○	代表者印による訂正であれば認める。代表者印以外の印による訂正、押印がない訂正については1～2字程度であれば軽微な誤りとして有効注意とする。
押印による金額の訂正。	×	合計額、工種等における各項目の金額を問わず、金額の訂正があった場合は無効とする（入札心得第6条の2第5項、第9条第3号）。
工事費内訳書記載の合計額又は工事費等における各項目の金額に¥マークの記載がない。	○	有効とする。工事費内訳書に記載する金額に¥マークは必要ない。

工事費内訳書の工種等が公告又は指名通知の際に提示したものと異なる。	△	当該入札案件のもの特定できないものとして取り扱い失格とする（入札心得第10条第11号）。但し、軽微な誤りであり項目が特定できる場合は有効とする。
工事費内訳書の工種等が公告又は指名通知の際に提示したものよりも詳細に記載されている。	○	公告又は指名通知の際に提示した工種等の記載があれば有効。
工事費内訳書の工種等が公告又は指名通知の際に提示したものより省略されて記載されている。	×	当該入札案件のもの特定できないものとして取り扱い失格とする（入札心得第10条第11号）。
工事費内訳書の工種等に『値引き』の項目が記載されている。	△	合計・小計から一括して値引きをした場合は内訳の根拠が不明瞭となり妥当性を欠くものとして無効とする（入札心得第9条第5号）。但し、工種等における各項目（小計を除く）を特定して値引きをしている場合は有効とする。
工事費内訳書記載の合計額と入札金額が一致しない。	△	原則として失格とする（入札心得第10条第11号）。但し、工種等における各項目の金額の合計が入札金額と一致していれば軽微な誤りとして有効とする。
工事費内訳書記載の合計額と入札金額は一致しているが、工種等における各項目の金額の合計と入札金額が一致しない。	×	工事費内訳書の合計金額と、工種等における各項目の金額の合計に相違がある場合は失格とする（入札心得第10条第11号）。
工事費内訳書記載の合計額と入札金額は一致しているが、工種等における各項目の金額が未記入又は一部未記入がある。	×	未提出として取り扱い失格とする（入札心得第10条第10号）。
工事費内訳書記載の合計額が税込価格で記載されている。	△	工事費内訳書記載の合計額と入札金額が一致していないものとみなし失格とする（入札心得第10条第11号）。但し、工種等における各項目の金額の合計が入札金額と一致していれば軽微な誤りとして有効とする。